

通所リハビリテーション 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団緑水会が開設する北摂中央病院通所リハビリテーション(以下「当事業所」という。)において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

(2) 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

(3) 当事業所では、北摂中央病院が地域の中核病院となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。

(4) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気重視し、「心にやすらぎを」をテーマに<利用者の笑顔><人にやさしい事業所><心と体のやすらぎと活性化>をモットーとし、利用者が楽しんで過ごすことができるようサービス提供に努める。

(5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

(6) 利用者の個人情報の保護は個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については当事業所での介護サービスの提供にかかるとして利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| ① | 事業所名 | 北摂中央病院 通所リハビリテーション |
| ② | 開設年月日 | 平成26年5月1日 |
| ③ | 所在地 | 兵庫県西宮市塩瀬町生瀬1281番地の5 |
| ④ | 電話番号 | 0797-84-8335 |
| | FAX番号 | 0797-84-8336 |

- ⑤ 管理者名 越智 豊
- ⑥ 介護保険指定番号 (2810906616号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- ① 医師 1人
- ② 看護師 1人
- ③ 介護職員 2人
- ④ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 3人
- ⑤ 相談員兼事務員 適当数

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- ① 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- ② 看護師は医師の指示の下、利用者の心身の状況に応じて、日常的な看護を行う。
- ③ 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- ④ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師などと共同してリハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- ⑤ 相談員兼事務員は、事務手続きの全般を管理し、円滑な処理を行う。

(利用日及び利用時間)

第7条 通所リハビリテーションの利用日及び利用時間を以下のとおりとする。

- ① 毎週月曜日から金曜日までの5日間を利用日とする。
- ② 祝祭日及び年末年始の12月30日から1月3日を休日とする。
- ③ 利用日の午前9時30分から午後4時までを利用時間とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、45人とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第9条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行う。

- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助もしくは、特別入浴介助を実施する。
- (3) 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- (4) 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び事業所間の送迎を実施する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- ① 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- ② 食費、日用生活品費、教養娯楽費、理美容代、基本時間外施設利用料、おむつ代、
- ③ 区域外の場合は送迎費、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域を以下の通りとする。

西宮市及び宝塚市

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第12条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 飲酒・喫煙は原則として不可とする。
- ・ 火気の取扱いは、危険であるので使用を不可とする。
- ・ 設備・備品の利用は、その都度職員に伝えることとする。
- ・ ペットの持ち込み及び飼育は不可とする。
- ・ 営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動は、不可とする。
- ・ その他、他利用者への迷惑行為が行われないように努める。

(非常災害対策)

第13条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- ① 防火管理者には、事務長を充てる。
- ② 火元責任者には、各部署職員を充てる。
- ③ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- ④ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- ⑤ 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- ⑥ 防火管理者は、事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ・ 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
（うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う）
 - ・ 非常災害用設備の使用法の徹底……………随時
- ⑦ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(職員の服務規律)

第14条 職員は、関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- ① 利用者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。

- ② 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- ③ お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第15条 事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第16条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団緑水会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第17条 職員は、この事業所が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第18条 利用者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- (2) 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- (3) 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回検便を行わなければならない。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第19条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、事業所職員等が本規定に反した場合は、損害賠償を求める場合がある。

(その他運営に関する重要事項)

第20条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて通所させない。

- (2) 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、事業所内に掲示する。
- (3) 介護保険サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団緑水会北摂中央病院の役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、令和2年9月1日より施行する。